

1-4 信託関係

解答の1(2)①を修正し、2(6)を追加する。

1 受益者等に対する課税関係

(2) 贈与税の非課税財産 (法21の3①一、法21の4①、措法70の2の2①、措法70の2の3①)

次の財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

① 公益信託から給付を受けた財産

2 受託者に対する課税関係

(6) 贈与税の非課税財産 (法21の3①四)

公益信託の受託者が贈与により取得した財産 (その信託財産として取得したものに限る。)

4-2 相続税と暦年課税贈与税との関係

解答の7の下線部を追加する。

- 7 法人からの贈与により取得した財産の贈与税の非課税（法21の3①一）
法人からの贈与により取得した財産及び公益信託から給付を受けた財産の
価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

5-1 公益の関連規定

解答の1(2)①②の下線部を修正する。

1 相続又は遺贈により財産を取得した個人に対する課税関係

(2) 持分の定めのない法人に贈与した場合

① 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70①⑩）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

② 課税される場合（措法70②⑩）

特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人で①の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合には、①の規定にかかわらず、その財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

③ 手続（措法70⑤⑩）

①の規定は、相続税の期限内申告書（義務的修正申告書を含む。）に、イの事項を記載し、かつ、ロの書類を添付しない場合には、適用しない。

イ この規定の適用を受けようとする旨

ロ 贈与をした財産の明細書その他一定の書類

7-2 相続税の申告書の関連規定

解答の2(2)①イロの下線部を修正する。

2 相続税の修正申告書及び期限後申告書の提出について、特別に設けられている規定

(2) 租税特別措置法の修正申告及び期限後申告の特則

① 修正申告の特則（措法70②④⑥⑩）

イ 特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人でその財産の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

ロ その財産を受け入れた公益信託がその受け入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

② 期限後申告の特則（措法70②④⑦⑩）

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等の規定の適用を受けた者は、その規定の適用を受けた財産について①イ又はロの事由が生じたことに伴いその財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなったことにより、相続税の期限内申告書を提出すべきこととなった場合には、その2年を経過した日の翌日から4月以内に期限後申告書を提出し、かつ、その期限内にその期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

7-3

期限後申告・修正申告・更正の請求の特則

解答の2(2)①②の下線部を修正する。

2 相続税の修正申告の特則

(2) 租税特別措置法の特則（措法70②④⑥⑩）

- ① 特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人でその財産の贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益社団法人等もしくは認定特定非営利活動法人に該当しないこととなった場合又はその贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合
- ② その財産を受け入れた公益信託がその受け入れの日から2年を経過した日までに終了した場合又はその公益信託の受託者がその財産を同日までにその公益信託事務の用に供しない場合もしくは供しなくなった場合

7-6 納税申告書の提出を要件として適用される規定

解答の6下線部を修正する。

6 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70①③⑩）

(1) 国等へ贈与した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに国もしくは地方公共団体、特定の公益社団法人等又は認定特定非営利活動法人に贈与をした場合には、その贈与によりその贈与をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その贈与をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(2) 公益信託へ支出した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その財産の全部又は一部を申告期限までに公益信託の信託財産とするために支出をした場合には、その支出によりその支出をした者又はその親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、その支出をした財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

9-1 事業承継に関する規定

解答の12の下線部を追加する。

12 公益事業用財産の相続税の非課税（法12①三）

宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で一定のものが相続又は遺贈により取得した財産でその公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの（一定のものを除く。）の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

令和8年度 税制改正レポート

TAC出版

令和8年度税制改正は、令和7年12月26日に閣議決定、令和8年3月31日に成立し、公布されました。今回は、令和8年度税制改正及びその他近年の税制改正の中から、特に注目すべき改正事項を取り上げます。

★【税制改正の一般的な手続きの流れ】

- 1 4月～ 政府税制調査会への諮問、同調査会における調査・審議
↓
- 2 12月中旬～下旬 税制改正大綱の閣議決定
↓
- 3 翌年1月下旬～2月初旬 税制改正法案の国会提出
↓
- 4 ～3月31日 税制改正法の公布

★【税制改正の情報入手方法のうち主だったもの】

- (1) 税制改正の速報解説など、税制に関する情報をいち早く入手したい場合
週刊 Web 情報誌：Profession Journal →<https://profession-net.com/professionjournal/>
※ (株)プロフェッションネットワークは、(株)清文社とTAC(株)の合併会社です。
- (2) 税制の確定事項・各省庁の要望事項など、税制に関する政策を確認検証したい場合
財務省ホームページ「財務省の政策→税制→毎年度の税制改正」を中心に閲覧すると便利
- (3) 税制の各省庁の要望事項、政府税制調査会の議論・答申を詳しく確認検証したい場合
内閣府ホームページ「活動・白書等→審議会・懇談会等→税制調査会」を中心に閲覧すると便利
- (4) 税制の事務的取り扱いや個別通達等の改正など
国税庁ホームページ「新着情報」もしくは「税について調べる」、
または政権与党のホームページを中心に閲覧すると便利

令和8年度税制改正より一部抜粋

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げます。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設します。租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行います。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行います。また、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行います。

■ ■ 法人税法 ■ ■

1 試験研究費の特別控除（措法42の4）

1 一般試験研究費に係る特別控除

増減試験研究費割合に応じた控除割合が変更され、計算パターンが下記のとおりとなった。

【改正後】

(1) 増減試験研究費割合及び控除割合

① 増減試験研究費割合

$$\frac{\text{当期の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$

② 控除割合

次の場合に応じ、それぞれの割合とする。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{①} > 12\% \rightarrow 0.115 + (\text{増減試験研究費割合} - 0.12) \times 0.375 \\ \hspace{15em} (3\text{位未満切捨。上限} 14\%) \\ 0\% \leq \text{①} \leq 12\% \rightarrow 0.115 - (0.12 - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25 \quad (3\text{位未満切捨}) \\ \text{①} < 0\% \rightarrow 0.085 - \text{①が} 0 \text{に満たない部分の割合} \times \frac{8.5}{30} \\ \hspace{15em} (3\text{位未満切捨。下限} 0\%) \end{array} \right.$$

(2) 税額控除限度額

控除対象試験研究費の額 × 控除割合

(3) 控除上限額

調整前法人税額 × 25%

次の場合は各金額（①及び②の場合にはその合計額）を加算

① 設立日以後10年経過日までの期間内の日を含む一定の事業年度の場合

… 調整前法人税額 × 15%

② 次の場合 … 調整前法人税額 × 次の割合

イ 増減試験研究費割合が4%超の場合

… (増減試験研究費割合 - 0.04) × 0.625 (3位未満切捨。上限5%)

ロ 増減試験研究費割合が0に満たない場合の、その満たない部分の割合が4%超のとき

… - (満たない部分の割合 - 0.04) × 0.625 (3位未満切捨。下限-5%)

(4) 特別控除額

(2)と(3)の少ない方

2 適用制限（措法42の13）

中小企業者等以外の法人における、試験研究費の特別控除の判定につき、次のとおり変更がされた。

【改正後】

(1) 当期の所得金額 > 前期の所得金額 → (2)へ 当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額 → 適用あり	
(2) $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} < 1\% \rightarrow (3)へ$	
$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1\% \rightarrow \text{適用あり}$	
(3) 国内設備投資額 ≤ 当期償却費総額 × 30% → 適用なし 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30% → 適用あり	

3 繰越税額控除限度超過額

中小企業者等については、特別控除額の繰越しが認められることとなった。

【適用要件】

(1) 青色申告書を提出する中小企業者等であること。
(2) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超えること。
(3) 繰越税額控除限度超過額があること。
(4) 一般試験研究費に係る特別控除の適用を受けないこと。

【特別控除額】

(1) 繰越税額控除限度超過額
(2) 当期の中小企業者等の控除上限額 - 当期の中小企業者等の試験研究費の特別控除額
(3) (1)と(2)のいずれか少

【用語の意義】

繰越税額控除限度超過額

その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、中小企業者等の特別控除により控除しきれない金額（既に繰越税額控除の規定により控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）の合計額をいう。

【申告要件等】

この規定は、中小企業者等の特別控除を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、この規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に控除の対象となる繰越税額控除限度超過額等の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

なお、この規定は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる控除しきれない金額について適用する。

2 給与等の支給額が増加した場合の特別控除（措法42の12の5）

1 青色申告法人の場合

青色申告書を提出する全法人向けの特別控除は廃止された。

2 特定法人に該当する場合

教育訓練費による上乘せが廃止されるなど、下記のとおり計算パターンが変更された。

【改正後】

(1) 判定

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\% \quad \therefore \text{適用あり}$$

(2) 特別控除額

- ① 税額控除限度額 控除対象雇用者給与等支給増加額×10%（注1～3）
- ② 税額基準額 調整前法人税額×20%
- ③ 特別控除額 ①と②の少

（注1）次の要件を満たす場合には、それぞれの割合を加算

- (1)の割合 $\geq 5\%$ の場合 … 5%を加算
- $\geq 6\%$ の場合 … 15%を加算

（注2）次の要件のいずれかに該当する場合には、5%を加算

- ① その事業年度終了の時に於いて次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
- ② その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと。
- ③ その事業年度終了の時に於いて女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

（注3）（注1）及び（注2）は重複適用可。

なお、この規定は令和9年3月31日をもって廃止となる。

3 中小企業者等の場合

教育訓練費による上乘せが廃止され、下記のとおり計算パターンが変更された。

【改正後】

(1) 判定	$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\% \quad \therefore \text{適用あり}$
(2) 特別控除額	
① 中小企業者等税額控除限度額	控除対象雇用者給与等支給増加額×15% (注1～3)
② 税額基準額	調整前法人税額×20%
③ 特別控除額	①と②の少
(注1) 次の要件を満たす場合には、15%を加算	(1)の割合 $\geq 2.5\%$ の場合
(注2) 次の要件のいずれかを満たす場合には、5%を加算	
①	その事業年度において次世代育成支援対策推進法の認定を受けたこと。
②	その事業年度終了の時ににおいて次世代育成支援対策推進法に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
③	その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の認定を受けたこと。
④	その事業年度終了の時ににおいて女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する特例認定一般事業主に該当すること。
(注3)	(注1)及び(注2)は重複適用可。

3 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例（措法67の5）

対象となる減価償却資産の取得価額及び対象となる法人の範囲について、下記のとおり変更された。

	改正前	改正後
取得価額	10万円以上30万円未満	10万円以上40万円未満
対象となる法人	常時使用する従業員数500人以下	常時使用する従業員数400人以下

■ ■ 所得税法 ■ ■

1 各種所得等

1 中小事業者の少額減価償却資産の必要経費算入の特例（措法28の2）

対象資産の取得価額が30万円未満から40万円未満に引き上げられた。

なお、1年間の適用取得価額の上限は300万円までであり、変更はない。

また、適用対象となる中小事業者のうち事務負担に配慮する必要があるものの範囲については常時使用する従業員数が400人以下に引き下げられた。

適用期限が令和11年3月31日まで（改正前：令和8年3月31日まで）3年間延長された。

令和8年4月1日以後に取得等するものについて適用される。

2 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2）

適用期限が令和9年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）2年間延長された。

3 特定の事業用資産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法37）

3号資産について、買換資産のうち建物等の用途の要件が追加されたうえで、適用期限が令和11年3月31日まで（改正前：令和8年3月31日まで）3年間延長された。

なお、3号以外の資産についても、所定の改正があったうえで、適用期限が令和11年12月31日まで（改正前：令和8年12月31日まで）3年間延長された。

【3号買換対象資産】

	譲渡資産（事業用）	買換資産（事業用）
改正前	譲渡年1月1日における所有期間が10年超（平成27年12月31日以前取得）の土地等、建物等	土地等（300㎡未満の土地等、福利厚生施設の敷地及び一定の駐車場の用に供されるものを除く）、建物又は構築物



	譲渡資産（事業用）	買換資産（事業用）
改正後	譲渡年1月1日における所有期間が10年超（平成27年12月31日以前取得）の土地等、建物等	土地等（300㎡未満の土地等、福利厚生施設の敷地及び一定の駐車場を除く）、建物又は構築物（福利厚生施設及び一定の駐車場の用に供されるものを除く）

令和8年4月1日以後に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をするものについて適用される。

2 課税標準

- 1 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）
適用期限が令和9年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）2年間延長された。
- 2 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）
適用期限が令和9年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）2年間延長された。

3 税額計算

- 1 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）
適用期限が令和10年12月31日まで（改正前：令和7年12月31日まで）3年間延長された。
- 2 住宅借入金等特別控除（措法41）
下記の項目について所定の改正がされたうえで、適用期限が令和12年12月31日居住開始まで（改正前：令和7年12月31日居住開始まで）5年間延長された。

(1) 省エネ基準適合住宅の住宅借入金等の限度額

認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得につき、省エネ基準適合住宅について、住宅借入金等の限度額が引き下げられた。

なお、認定住宅及びZEH水準省エネ住宅については変更されていない。

① 特例対象個人以外

改正前		改正後	
認定住宅	4,500万円	認定住宅	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	省エネ基準適合住宅	2,000万円

② 特例対象個人

改正前		改正後	
認定住宅	5,000万円	認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円

(2) 中古の認定住宅等の住宅借入金等の限度額及び控除期間

中古の認定住宅等（買取再販認定住宅等を除く。以下(2)において同じ。）のうち、認定住宅及びZEH水準省エネ住宅については、住宅借入金等の限度額が引き上げられ、省エネ基準適合住宅については引き下げられた。

このほか、特例対象個人については、中古の認定住宅等についても、住宅借入金等の限度額の上乗せ特例が創設された。

また、中古の認定住宅等の控除期間が、10年から13年に変更された。

① 特例対象個人以外

改正前		改正後	
認定住宅	3,000万円	認定住宅	3,500万円
ZEH水準省エネ住宅		ZEH水準省エネ住宅	
省エネ基準適合住宅		省エネ基準適合住宅	

② 特例対象個人

改正前		改正後	
認定住宅	3,000万円	認定住宅	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅		ZEH水準省エネ住宅	
省エネ基準適合住宅		省エネ基準適合住宅	

③ 控除期間

改正前	改正後
10年	13年

(3) 小規模な住宅についての適用範囲の拡大

床面積40㎡以上、50㎡未満の住宅について、新築等のほか、中古住宅の取得及び一定の増改築等についても、住宅借入金等特別控除の適用ができることとされた。

但し、合計所得金額1,000万円以下の年分に限ることとし、特例対象個人の中古住宅の取得については、上記(2)②（控除限度額の上乗せ特例）の適用はなく、上記(2)①の限度額により計算する。

令和8年1月1日以後に居住開始するものについて適用される。

3 住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）

適用期限が令和10年12月31日居住開始まで（改正前：令和7年12月31日居住開始まで）3年間延長された。

4 住宅特定改修特別控除（措法41の19の3）

床面積40㎡以上、50㎡未満の住宅についても、合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅特定改修特別控除の適用ができることとされた。

また適用期限が令和10年12月31日居住開始まで（改正前：令和7年12月31日居住開始まで）3年間延長された。

令和8年1月1日以後に居住開始するものについて適用される。

5 認定住宅等新築等特別控除（措法41の19の4）

適用期限が令和10年12月31日居住開始まで（改正前：令和7年12月31日居住開始まで）3年間延長された。

■参考：令和8年税制改正のうち、令和8年12月1日を施行日とする規定

令和8年改正により、物価上昇局面における税負担の調整を目的として、給与所得控除額及び基礎控除額が引き上げられた。

また、これらの改正に伴い、各種所得控除等の適用要件（所得要件）が引き上げられている。

なお、これらの改正項目は、いずれも、令和8年12月1日を施行日としている。

■ ■ 相続税法 ■ ■

1 非課税財産

公益信託に関する法律の施行に伴い下記の規定が追加されるとともに、非課税規定（相続税法第12条、第21条の3及び租税特別措置法第70条）の一部改正が行われた。

① 相続税法の相続税の非課税財産

公益信託の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

② 相続税法の贈与税の非課税財産

- (1) 法人からの贈与により取得した財産及び公益信託から給付を受けた財産
- (2) 公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）

③ 適用時期

令和8年4月1日

2 医療法人の持分についての納税猶予等

期限が3年延長された。

① 認定医療法人の意義

【改正前】

平成26年改正医療法施行日から令和8年12月31日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人をいう。

【改正後】

平成26年改正医療法施行日から令和11年12月31日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人をいう。

② 適用時期

令和8年4月1日

3 非上場株式等の評価における法人税額等相当額

非上場株式等の評価上、純資産価額の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」を計算する場合の税率が改正された。

① 税率

【改正前】

37%

【改正後】

38%

※ 改正前での出題も考えられるため、問題文をしっかりと確認すること。

② 適用時期

令和8年4月1日以後の相続、遺贈又は贈与

■ ■ 消費税法 ■ ■

I 令和8年度（第76回）税理士試験に影響すると考えられるもの

1 新たな公益信託制度の創設に伴う見直し（令和6年度改正）

公益信託については、新たに消費税の課税の対象となる事業を行うことが想定され、また、別表第三に掲げる公益社団法人や公益財団法人と同様、恒常的に特定収入を受け入れることも想定されるため、今般の見直しに併せて、公益信託受託事業者についても、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象に位置付けることとされた。

※ この規定は、令和8年4月1日から施行される。

2 留意点

令和8年度（第76回）税理士試験では、令和8年4月3日現在施行法令等によって出題されるため、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、下記Ⅱ **1** (1)①（＝80%・50%）に基づくこととなる。

なお、試験では「全て80%とする」等、特段の指示がされることも想定されるため、指示があればそれに従うこと。

II 令和8年度（第76回）税理士試験に影響しないと考えられるもの（令和8年度改正点）

1 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る経過措置の見直し

1 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

(1) 適用期限の延長と控除可能割合の見直し

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、本経過措置の適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合について、次のとおり見直しが行われた。

※ この改正規定は令和8年10月1日から施行される。

① 改正前【現在施行法令】

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

② 改正後【令和8年10月1日施行法令】

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	仕入税額相当額の50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	仕入税額相当額の30%

(2) 経過措置の適用上限額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で税込み1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用ができないこととされた。

※ この改正規定は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

2 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（適格請求書発行事業者の登録、課税事業者選択届出書の提出又は相続年の納税義務の免除の特例の適用がなかったとしたならば免税事業者となる課税期間に限る。）については、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、その納付税額を売上税額の3割とすることができる経過措置が設けられた。

(2) 簡易課税制度への移行

2割特例又は3割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められることとされた。

※ (1)(2)の規定は、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から適用される。

■■ 固定資産税 ■■

1 新築住宅の減額

(1) 新築時期

新築住宅の減額制度の適用期間が5年延長された。

一般建築物	昭和38年1月2日～ <u>令和13年</u> 3月31日
中高層耐火建築物	昭和39年1月2日～ <u>令和13年</u> 3月31日

■ 参 考

床面積

令和8年4月1日以降新築分の令和9年度の固定資産税から床面積要件の上限・下限が引き下げとなった。なお、サービス付き高齢者向け住宅を除き、自己居住用、貸家居住用の区別がなくなったことから、一戸建て住宅、共同住宅共通となる。

$$* \\ 40\text{m}^2 \leq \text{居住部分の床面積} \leq 240\text{m}^2$$

* 東京都の特別区の区域内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にあり、かつ、自己居住用については50㎡

■ ■ 事業税 ■ ■

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

(1) 減資への対応（令和7年4月1日施行）

現行基準（資本金の額が1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形対象法人であって、その事業年度に資本金の額が1億円以下で、資本金の額及び資本剰余金の額の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日施行）

資本金の額及び資本剰余金の額の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金の額と資本剰余金の額の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

〈負担変動の軽減措置〉

なお、上記の改正により新に外形標準課税の対象となる法人については、次の軽減措置が時限的に講じられる。

事業年度	要件	法人事業税からの控除額
令 8. 4. 1～令 9. 3. 31 の間に開始する事業年度	令和8年度分「基準法人事業税額」(※1)が「比較法人事業税額」(※2)を超えること	当該超える金額の 3分の2相当額
令 9. 4. 1～令 10. 3. 31 の間に開始する事業年度	令和9年度分「基準法人事業税額」(※1)が「比較法人事業税額」(※2)を超えること	当該超える金額の 3分の1相当額

※1 基準法人事業税額・・・該当する各事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額

※2 比較法人事業税額・・・当該法人を外形標準課税の対象とならない法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

■ ■ 住民税 ■ ■

1 給与所得控除額（所法 28③、措法 29 の 4）

⇒ 令和9年度分以後の住民税から適用される。

- (1) 給与所得控除額の最低保障額が**69万円**（現行：65万円）に引き上げられた。
- (2) 令和9年度分及び令和10年度分の給与所得控除額の最低保障額については、上記(1)に加え、**5万円**引き上げられた。

【改正後】令和9年度及び令和10年度

収入金額		給与所得控除額
	220万円以下	74万円
220万円超	360万円以下	(収入金額－220万円) × 30% + 74万円
360万円超	660万円以下	(収入金額－360万円) × 20% + 116万円
660万円超	850万円以下	(収入金額－660万円) × 10% + 176万円
850万円超		195万円

2 上記1の改正に伴う所得要件の見直し（法 23①七、九、292①七、九、措法 27）

⇒ 令和9年度分以後の住民税から適用される。

- (1) 雑損控除に係る同一生計親族の前年の課税標準の合計額要件が**62万円以下**（現行：58万円以下）に引き上げられた。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件が**62万円以下**（現行：58万円以下）に引き上げられた。
- (3) ひとり親の同一生計の子の課税標準の合計額要件が**62万円以下**（現行：58万円以下）に引き上げられた。
- (4) 勤労学生の前年の合計所得金額要件が**89万円以下**（現行：85万円以下）に引き上げられた。
- (5) 家内労働者の特例の控除額が**69万円**（現行：65万円）に引き上げられた。

3 ひとり親控除の控除額の見直し（法 34①八の二、314 の 2 ①八の二）

⇒ 令和10年度分以後の住民税から適用される。

ひとり親控除額が**33万円**（現行：30万円）に引き上げられた。

4 住宅借入金等特別控除制度の見直し（法附則 5 の 4）

⇒ 令和8年度分以後の住民税から適用される。

- (1) 居住開始年が平成28年から令和7年までの各年である場合の住民税の住宅借入金等特別控除額の限度額が次のように見直された。

① $\{ \text{前年分の所得税の課総、課山、課退の合計} + \frac{\text{所得税の基礎控除額} - 48 \text{万円}}{\text{（零を下回る場合には零）}} \} \times 5\%$

② 97,500円

③ ①と②のいずれか低い金額

※ 平成26年4月1日から令和4年居住開始で、特定取得、特別特定取得又は特別特例取得等の場合

① $\{ \text{前年分の所得税の課総、課山、課退の合計} + \frac{\text{所得税の基礎控除額} - 48 \text{万円}}{\text{（零を下回る場合には零）}} \} \times 7\%$

② 136,500円

③ ①と②のいずれか低い金額

(2) 居住開始年が令和8年から令和12年までの各年である場合の住民税の住宅借入金等特別控除額の限度額は次のようになる。

① 前年分の所得税の課総、課山、課退の合計 $\times 5\%$

② 97,500円

③ ①と②のいずれか低い金額

5 ふるさと納税制度の見直し（法37の2、314の7）

1 特例控除額の限度額の見直し

⇒ 令和9年度分以後の住民税から適用される。

特例控除額の限度額が次のように改正された。

(1) 県民税

① 調整控除適用後の県民税の所得割額 $\times 20\%$

② 772,000円（指定都市に住所を有する場合は386,000円）

③ ①と②のいずれか低い金額

(2) 市民税

① 調整控除適用後の市民税の所得割額 $\times 20\%$

② 1,158,000円（指定都市に住所を有する場合は1,544,000円）

③ ①と②のいずれか低い金額

2 特例控除率の計算の基礎となる限界税率基準額の見直し（人的控除差調整額の見直し）

⇒ 令和8年度分以後の住民税から適用される。

課税総所得金額 - 人的控除差調整額 = 限界税率基準額

※ 人的控除差調整額

(1) 5万円 + 調整控除に規定する基礎控除以外の人的控除の差額

(2) 所得税の基礎控除額 - 48万円（零を下回る場合は零）

(3) (1) + (2) = 人的控除差調整額

3 特例控除対象寄附金の指定に係る基準の見直し

⇒ 令和8年10月1日以後の指定から適用される。

総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として次のものが追加された。

- (1) 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から、その指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附活用可能額」という。）が、その指定対象期間において受領する寄附金の額の合計額の60%相当額以上であること。

なお、上記の割合に関しては、次のような経過措置が講じられている。

指 定 対 象 期 間	割 合
令和8年10月1日から令和9年9月30日までの指定対象期間	52.5%
令和9年10月1日から令和10年9月30日までの指定対象期間	55 %
令和10年10月1日から令和11年9月30日までの指定対象期間	57.5%

- (2) 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

⇒ 令和7年10月1日以後の基準違反等について適用される。

都道府県等が指定対象期間の初日前4年以内（現行：前1年以内）に基準に適合していなかった事実がある場合には、指定を取り消すことができる。

⇒ 令和8年4月1日以後の基準違反等に係る指定の取り消しについて適用される。

総務大臣は、指定を取り消すときは、その取消を受ける都道府県等について、3年以内の期間を定めて指定を行わない旨の決定をしなければならない。

この場合において、指定の取り消しを受けた都道府県等は、指定の取り消しの日から起算してその期間を経過するまでの間（現行：2年）は、指定を受けることができない。

6 特定配当等の範囲の見直し（法23①十五）

⇒ 令和8年4月1日以後に支払いを受ける配当から適用される。

配当割の課税対象となる特定配当等に、納税義務者個人の持株割合が3%未満で、その納税義務者の同族会社である法人との合計で3%以上となる内国法人から受ける上場株式等の配当等が追加された。

その結果、上記の場合には、その上場株式等の配当等について所得税及び復興特別所得税が15.315%、配当割が5%特別徴収され、総合課税とされることとなった。

納税義務者の持株割合	同族会社と併せた持株割合	源泉徴収	配当割	課税方式
3%未満	3%未満	15.315%	5%	総合、申分、申不
3%未満	3%以上	15.315%	5% (現行: 0%)	総合
3%以上	3%以上	20.42%	—	総合

7 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置 (法45の3の3、317の3の3)

⇒ 令和9年1月1日以後に支払いを受ける公的年金等から適用される。

所得税において「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出義務がない公的年金等受給者のうち一定の者は、住民税において「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の提出をしなければならないこととされた。

8 退職所得の特別徴収票に係る所要の措置

⇒ 令和8年1月1日以後に支払うべき退職所得から適用される。

退職所得の特別徴収票について、eltaxによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略できる措置が講じられた。